(目的)

第1条 このガイドラインは、太陽光発電施設の普及拡大に伴い、事業区域周辺において、 生活環境、自然環境の保全等に支障をきたす問題が生じていることから、町内に太陽光発 電施設を設置する者が、災害の防止、環境及び景観の保全等に配慮するとともに、町及び 地域住民等に対して事業計画及び事業内容を事前に明らかにするなど、地域住民との合意 形成に基づいた事業者による自主的で適正な太陽光発電施設の設置及び管理を促すこと を目的とする。

(定義)

- 第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための設備(太陽光パネル等で土地に自立して設置するものに限る。)及びこれに附属する設備をいう。
 - (2) 太陽光発電施設事業 太陽光発電施設の設置を行う事業(これに附帯する樹木の伐採、盛土、切土等の造成を含む。)をいう。
 - (3) **事業者** 太陽光発電施設事業を行う者であって、設置事業の権利を有する個人又は法人その他の団体をいう。
 - (4) 事業区域 太陽光発電施設事業を行うための一団の土地(一体として使用されていると認められる土地を含む。)をいう。
 - (5) **地域住民等** 太陽光発電施設の設置が計画される区域に隣接する土地及び家屋の 所有者又は居住者並びに事業区域に存する自治会等の代表をいう。

(対象)

第3条 このガイドラインの対象地域は、町内全域とし、事業区域内の太陽光発電設備の出力の合計が10キロワット以上又は事業区域の面積が100平方メートル以上の太陽光発電施設事業を対象とする。

(町の責務)

第4条 町は、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるように必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、関係法令等及びこのガイドラインを遵守し、災害の防止、環境及び景観の保全、その他町民の安全及び安心に十分配慮するほか、地域住民との良好な関係を保つよう努めなければならない。
- 2 事業者は、適切な保守点検及び維持管理を実施し、太陽光発電施設事業に起因する事故 等が発生しないように適切な安全対策を講じるとともに、事故が発生した場合は、速やか に対処できるよう十分な措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 事業者は、太陽光発電施設事業に関して地域住民から苦情等があったときは、地域住民 の理解を得られるよう、できる限りこれに対応できるよう努めなければならない。

4 事業者は、太陽光発電施設事業を廃止し、太陽光発電設備が不要となったときは、速やかに事業者の責任により撤去等適正に処理しなければならない。

(事前協議)

- 第6条 事業者は、太陽光発電施設事業を実施しようとするときは、当該事業に着手する日の60日前までに事前協議書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出し、協議するものとする。
 - (1) 事業計画書(別記第2号様式)
 - (2) 地域住民等説明会報告書(別記第3号様式)
 - (3) 計画区域の図面
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 事業者は、前項の規定により町長と協議した内容を変更しようとするときは、あらかじめ、事前協議変更申出書(別記第4号様式)に前項各号に掲げる書類のうち変更の内容を明らかにするものを添えて町長に提出し、町長と協議するものとする。
- 3 町長は、前各号の事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書(別記第5号様式)により、当該事業者に通知するものとする。

(説明会の開催)

第7条 事業者は、前条第1項の規定による事前協議書を提出する前に、地域住民等に対する説明会を開催し、事業内容を周知するものとする。この際、地域住民等から出された要望、意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応し、地域住民との合意形成に努めなければならない。

(法令に基づく手続き)

第8条 事業者は、太陽光発電施設事業を計画するときは、関係法令等を遵守するとともに、 関係機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続き等を行うものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

- 第9条 事業者は、太陽光発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 地域住民等と協調を保つこと。
 - (2) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。
 - (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
 - (4) 第三者が施設に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。
 - (5) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称及び連絡先を記した看板を 設置すること。
 - (6) 事業区域の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用 する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
 - (7) 工事の施工に伴う騒音又は振動やパネルの反射光により周辺の生活環境に支障が 生じないよう、必要な措置を講ずること。

- (8) 施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。 (報告)
- 第10条 町長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

(補則)

- 第11条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。
- 2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附則

(施行期日等)

- 1 このガイドラインは、平成31年1月1日から施行し、施工日以後に着工する太陽光発 電施設から適用する。
- 2 このガイドラインの施行日において現に着工している太陽光発電施設の設置者は、第9 条に掲げる事項の遵守に努めること。